

今日のシンポジウムの趣旨

1

日本学術会議連携会員
千葉大学大学院社会科学研究院教授
後藤弘子

なぜ今シンポジウムを開催したのか

- ▶ 2020年9月29日に提言「「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて—性暴力に対する国際人権基準の反映」を発出
- ▶ 日本学術会議の提言の意味

日本学術会議法第4条に定める諮問に対する答申及び法第5条に定める勧告のほか、法第3条第1号の職務として日本学術会議会則第2条に定める意思の表出

日本学術会議会則

(意思の表出)

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

一 要望 二 声明 三 提言 四 報告 五 回答

= 組織としての「意思の表出」（法学委員会の査読、幹事会（最高意思決定機関）での承認必要）

なぜ今シンポジウムを開催したのか

- ▶ 声明は第24期に発出 ⇒ 日本学術会議は3年ごとに半数が改選
- ▶ 2020年10月から第25期
任命拒否問題などがあり、第25期の活動がスロースタート
- ▶ 一方で、法務省での「性犯罪に関する刑事法検討会」（以下「検討会」）の議論は着々と進んでいる
- ▶ 2020年10月には、「検討会」で提言が紹介される
- ▶ 「検討会」報告書が2021年5月21日に出されたことから、提言の趣旨との関係を再確認したい

提言の特徴

- ▶ 法律分野だけではなく、社会学分野においても提言を出すべきだとされた
法学委員会ジェンダー法分科会、社会学委員会ジェンダー政策分科会、社会学委員会ジェンダー研究分科会
- ▶ 提言が強調したかったこと
 - 1 「同意の有無」を中核とすること
 - 2 国際人権スタンダードにあった改正がされること
- ▶ 中心としているのは、暴行脅迫要件、抗拒不能要件に関すること
- ▶ 今日の検討については、濃淡がある

提言の内容

- ▶ 提言1 法務省は、附則9条に沿って2020年に刑法のさらなる改正案をまとめ、立法府ですみやかに法改正を実現すべきである。
- ▶ 提言2 刑法のさらなる改正にあたっては、日本国憲法が定める人権（プライバシー権）の一つである「性的自己決定権」を尊重するためにも、また、国際人権基準を満たすためにも、立法府及び法務省は、性犯罪規定を「同意の有無」を中核とする規定に改めることを最優先課題として取り組むべきである。
- ▶ 提言3 刑法の性犯罪規定を「同意の有無」を中核とする規定に改正するためには、暴行又は脅迫」及び「抗拒不能」を犯罪成立の構成要件からはずすことが必須である。
- ▶ 提言4 性交同意年齢の引き上げや配偶者間レイプ規定の導入など、2017年改正で実現しなかった他の改正課題も多くあり、これらについても、今後、順次改正を行っていくことが求められる。
- ▶ 提言5 刑事司法におけるジェンダー視点の主流化を実現するために、法曹界は自ら法曹三者に対するジェンダー教育を進め、法務省・裁判所・検察庁・弁護士会・警察は、性暴力事件にジェンダー平等に理解のある法律家や警察官を関与させるシステムを構築すべきである。また、高校・大学や自治体は、学校教育や市民への啓発活動を通じて、性規範をめぐる「無意識の偏見」を社会から排除するよう努めなければならない。

詳しくは日本学術会議HP
をご覧ください

- ▶ <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t298-5.pdf>

提 言

「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて
—性暴力に対する国際人権基準の反映—



令和2年（2020年）9月29日

日 本 学 術 会 議

法学委員会ジェンダー法分科会
社会学委員会ジェンダー政策分科会
社会学委員会ジェンダー研究分科会

今日の予定

- ▶ 基調講演：性犯罪に関する刑事法検討会での議論の概要
小島 妙子（仙台弁護士会）
- ▶ 提言の趣旨から今後の検討に加えるべきこと
 - 1 国際人権法と性暴力：谷口 洋幸（青山学院大学法学部教授）
 - 2 暴行脅迫要件について：島岡 まな（大阪大学大学院法学研究科教授）
 - 3 性交同意年齢について：矢野 恵美（琉球大学大学院法務研究科教授）
 - 4 地位利用について：吉田 容子（京都弁護士会）
 - 5 公訴時効等について：平山 真理（白鷗大学法学部教授）
- ▶ 質疑応答